

全高長 第 67 号
平成28年12月22日

警察庁生活安全局少年課長
小西康弘 警視長 様

全国高等学校長協会
会長 宮本久也

児童の性的搾取等に係る対策の基本計画骨子に対する意見

児童買春、児童ポルノ禁止法における「児童」の定義が「18歳に満たない者」であることから、今回の対策における対象者として高等学校在生徒の存在は大きいと言わざるを得ない。

これまでも各学校においては、「家庭の経済状況等の特別な事情があり、通学しながらアルバイトをしなければならないというような事情がある場合には必ず担任へ届け出る」という制度を導入する等により、例えば「性を売り物とする営業」のような不適切な場所での就労を抑制するように努力を続けてきた。

今後も学校における指導を強化する所存であるが、このような「性を売り物とする営業」に関しては、学校で生徒への指導を行うことと並行して、「18歳に満たない者」を雇った営業者に対する業務停止命令等の厳格な措置を求めるものである。

このような事案は以前から課題となっていたが、最近の生徒が被害者となる性的搾取等の事例としては、圧倒的にスマートフォンやSNS等のアプリを悪用したケースが増加している。そしてこれら電子機器利用の普及が、都市の歓楽地域を含む限定された場所だけでなく国内どこにでも魔の手が伸びうるという外的環境の変化を生んでいる。

今回の主題である性的搾取ばかりでなく、アプリ等の利用によるいじめ事例の発生も話題となっている現況の中で、各学校においては具体的事例提示を含めた電子機器使用上の注意点を喚起する生徒指導を強化している。しかるに、教員等が視覚で認知できる範囲内で発生する生徒指導事案と異なり、視覚不可能なインターネット等を利用した事例については、なかなか把握・指導が困難であるという現実もある。今後は学校における指導と共に、個人情報の保護には配慮しながらも、フィルタリングの性能強化やインターネットサイトの監視機能強化を求めるものである。

これと同時に、可能な範囲で学校にも情報提供が行われることにより、学校が関連機関と連携しながら被害にあった生徒の心のケアについて対応できるような環境を整えることが必要である。

このようなアプリの悪用を含めた性的搾取の事例では、たとえ加害者が軽い気持ちで行ったと主張する事案であっても、被害者にとって被害を受けた思いが生涯に至るトラウマとなって残ってしまう例も多く、一人の人間の貴い人生に大きな傷を付けることとなる。前述したように、教育現場における生徒指導は今後も強化する所存であるが、このような被害者への大きな影響を考えると、現行の処罰規定を見直し、このような人権侵害の事例には厳罰をもって対処するという方向性も必要ではないかと考える。

この件に関しては、関係機関である警察庁が所属する国家公安委員会や検察庁が所属する法務省に対してその改善を求める次第である。